平成２３年（フ）第３０７９号
名古屋市天白区植田南２丁目303番地　サンコーポ須崎203号
債務者　橘　　賢司
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８３号
滋賀県彦根市中藪町660番地20　103号
債務者　岩崎　順一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９５号
滋賀県犬上郡豊郷町大字上枝36番地１、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬46番地１
債務者　久木　重美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６９８号
高知市介良乙2582番地３
債務者　森本　孝伸
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９号
大分県佐伯市大字池田1726番地３
債務者　高瀬　三幸
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目22番40―105号
債務者　宮林　英俊
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
北海道苫小牧市柏木町５丁目15番26号
債務者　荒川　幸宏
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１６７号
仙台市若林区南小泉３丁目15番31号　ケントハウス南小泉Ａ棟106
債務者　山田　征治
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２８号
宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目17番地３
債務者　横田　雄志
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
宮城県石巻市蛇田字新谷地前37番地５
債務者　古山ますえ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
宮城県石巻市鮎川浜清崎山１－１　鮎小仮設７－８、住民票上の住所宮城県石巻市鮎川浜丁37番地
債務者　中村　仁志
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番８―403号
債務者　二上　良子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
福島市永井川字古内26番地の１　ＴＫハイツ102号室
債務者　奈良　和雄
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
福島市宮代字植田前18番地の14　ポム・ヴィレ101
債務者　野口由香里
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６３０号
茨城県小美玉市羽鳥2575番地
債務者　岡崎　　宏
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３３号
茨城県水戸市赤塚１丁目404番地の28　コーポシトミ202号、前住所茨城県高萩市大字秋山2425番地の11
債務者　高橋美紗子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３６号
茨城県水戸市吉沼町1528番地の４
債務者　栗原加代子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所